

○ 福岡県漁業調整規則（令和二年福岡県規則第六十二号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(知事による漁業の許可)</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第一号から第三号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十号及び第二十三号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）</p> <p>三 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底ひき網漁業及び第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）</p> <p>四～八 (略)</p> <p>九 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第十一号に掲げるげんしき網漁業を除く。）</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>十二 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業（第十四号に掲げるあんこう網漁業を除く。）</p>	<p>(知事による漁業の許可)</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第一号、第八号、第十号、第十七号、第十八号及び第二十一号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二～六 (略)</p> <p>七 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第九号に掲げるげんしき網漁業を除く。）</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業（第十二号に掲げるあんこう網漁業を除く。）</p>

改正案	現行
<p>十三・十四 (略)</p> <p>十五 小型いかつり漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用して釣り(いかをとることを目的とするものに限る。)により行う漁業</p> <p>十六 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(総トン数五トン以上四十トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業及び第八号に掲げる小型まき網漁業を除く。)</p> <p>十七〜二十五 (略)</p> <p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>(許可又は起業の認可の申請)</p> <p>第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜六 (略)</p>	<p>十一・十二 (略)</p> <p>十三 小型いかつり漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用して釣り(いかをとることを目的とするものに限る。)により行う漁業</p> <p>十四 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(総トン数五トン以上四十トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業及び第六号に掲げる小型まき網漁業を除く。)</p> <p>十五〜二十三 (略)</p> <p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第二号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>(許可又は起業の認可の申請)</p> <p>第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第二号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜六 (略)</p>

改正案

2 (略)

(許可の有効期間)

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項(第一号を除く。)の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十五号までに掲げる漁業
五年

二 (略)

2 (略)

(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業及び中型まき網漁業	翌月の末日まで

現行

2 (略)

(許可の有効期間)

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項(第一号を除く。)の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十二号までに掲げる漁業
五年

二 (略)

2 (略)

(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業及び中型まき網漁業	翌月の末日まで

改正案

うなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで
あわび漁業、なまこ漁業、おちのり網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、げんしき網漁業、敷網漁業、集魚灯利用すくい網漁業、あんこう網漁業、小型いかつり漁業、しいらづけ漁業、空釣なわ漁業、延なわ漁業、かご漁業、たこつぼ漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、小型定置網漁業、建干網漁業及び簡易潜水器漁業	毎年の漁業時期終了の翌月末日まで

2 (略)

第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
一～十一 (略)	(略)	(略)

現行

うなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで
おちのり網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、げんしき網漁業、敷網漁業、集魚灯利用すくい網漁業、あんこう網漁業、小型いかつり漁業、しいらづけ漁業、空釣なわ漁業、延なわ漁業、かご漁業、たこつぼ漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、小型定置網漁業、建干網漁業及び簡易潜水器漁業	毎年の漁業時期終了の翌月末日まで

2 (略)

第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
一～十一 (略)	(略)	(略)

改正案

(削る)	(削る)	(削る)
十二〜二十二(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
二十二〜三十六 (略)	(略)	(略)

2 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は内水面において区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、前項の表の第一号、第二号及び第二十二号から第三十六号までの規定は適用しない。

3 (略)

現行

十二 あわび(殻長 十センチメートル を超えるもの に限る。)	十一月一日か ら十二月二十 日まで	海面
十三〜二十二(略)	(略)	(略)
二十三 なまこ	四月一日から 九月三十日ま で	海面
二十四〜三十八 (略)	(略)	(略)

2 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は内水面において区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、前項の表の第一号、第二号及び第二十四号から第三十八号までの規定は適用しない。

3 (略)